

税理士法人 HIDAKI-KAIKEI 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年12月1日～令和9年11月30日までの2年間

2. 内容

目標1：子どもを養育する労働者に対する始業時間・終業時間の繰り上げ・繰り下げ制度を作る。

目標2：子の心身の状況や労働者の家庭の状況により職業生活と家庭生活との両立に支障となる事情に配慮するため、テレワーク勤務制度を導入する

目標3：育児休業を男女ともに取得の促進。特に男性の育児休業の取得率60%を目指す。

目標4：毎月の平均残業時間を5%削減することを目指す。

＜対策＞

目標1

- 令和7年12月～社員へのヒアリング調査、検討開始
- 令和8年1月～始業時間・終業時間の繰り上げ・繰り下げを行う。就業規則の改定を実施。
- 令和8年2月～連絡ツールを使っての周知を行う。

目標2

- 令和7年12月～社員へのヒアリング調査、検討開始
- 令和8年1月～従業員と社内でテレワーク勤務が可能な環境を整える。
- 令和8年2月～事務所内で一度デモンストレーションにてテレワークが可能な事を職員に周知。

目標3

- 令和7年12月～社員へのヒアリング調査、検討開始
- 令和8年1月～事務所内の掲示板にチラシの掲示。LINEWORKSでの周知を行う。

目標4

- 令和7年12月～個人で抱えている業務量と残業時間についてのヒアリング調査。検討開始
- 令和8年1月～業務量が多い場合、他従業員へ負担にならないような形で分散化。毎月のヒアリング調査で進捗状況の確認。